

東京ゼロエミ住宅のあり方検討会設置要綱

5 環境省 第 54 号
令和 5 年 5 月 10 日

(設置目的)

第 1 条 東京都は、家庭部門におけるエネルギー消費量の削減に向け、東京の地域特性を考慮した一定水準以上の環境性能を備える住宅を「東京ゼロエミ住宅」として認証し、その普及を促進している。東京都は、2030 年カーボンハーフ及び 2050 年ゼロエミッション東京の達成に向け、各種施策の充実・強化を図っており、「東京ゼロエミ住宅」においてもより一層の取組の強化が求められている。これを踏まえ、今後の東京ゼロエミ住宅のあり方を検討するに当たり、専門的な見地から意見を聞くことを目的として、東京ゼロエミ住宅のあり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 検討会では、次に掲げる事項について検討を行う。

- 一 東京ゼロエミ住宅の環境性能に関すること。
- 二 東京ゼロエミ住宅の普及に向けた誘導方法に関すること。

(構成)

第 3 条 検討会は、6 人以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、環境性能の高い住宅の建築・改修及び売買に関する学識経験者及び実務経験者の中から環境局長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱を受けた日から 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長等)

第 5 条 検討会には座長及び副座長を置き、環境局長が委員の中からこれを指名する。

- 2 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(招集等)

第 6 条 検討会は、環境局長が招集する。

- 2 環境局長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に、検討会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(オンラインによる会議)

第 7 条 感染症のまん延防止の観点から開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な会

議運営が必要な場合など、座長が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）を活用した会議を開催することができる。

（検討会の運営）

第8条 会議は公開とする。

2 検討会の運営方法は、座長が検討会に諮って決定する。

（議事録及び会議資料）

第9条 会議ごとに議事録を作成することとする。

2 議事録は、公開とする。ただし、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条各号に掲げる非開示情報に該当する部分については、非公開とすることができる。
3 前項ただし書に基づく非公開は、その根拠を明らかにすることとする。
4 前2項の規定は、会議資料等について準用する。

（庶務）

第10条 検討会の庶務は、環境局気候変動対策部環境都市づくり課において処理する。

（その他）

第11条 この要綱に定めのない事項については、環境局長が別に定める。

附 則（令和5年5月10日付5環気環第54号）

この要綱は、決定の日から施行する。